

九州大学ローンテニスクラブ会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、九州大学ローンテニスクラブ（略称、九大クラブ）と称する。
- 第2条 本会は、九州大学硬式庭球部の健全なる育成と発展を援助し並びに会員相互の親睦を図ることをもって目的とする。
- 第3条 本会は、本部事務所を福岡市西区元岡 744 九州大学伊都キャンパス九州大学硬式庭球部部室に置く。また、関東地区及び関西地区に支部を置く。

第2章 組織

- 第4条 本会は、正会員、賛助会員及び名誉会員をもって組織する。

第3章 事業

- 第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 九州大学硬式庭球部に対する物心両面にわたる援助
 2. 会員相互並びに在学部員との親睦試合
 3. 九州大学硬式庭球部との共同編集による会誌発行
 4. その他必要と認められる一切の事業

第4章 会員の資格及び義務

- 第6条 本会は、九州大学在学中または在職中に硬式庭球部活動をなしたる者をもって正会員とする。
- 第7条 本会は、前条に規定する者のほか、九州大学硬式庭球部の育成と発展に寄与せんとする者をもって賛助会員とすることができる。
- 第8条 本会は、九州大学硬式庭球部の発展に特に寄与したる会員をもって名誉会員とすることができる。
- 第9条 本会の会員は、原則として会費を納入する義務を負う。
- 第10条 前条のほか、九州大学硬式庭球部の育成及び発展のため、特に寄与せんとする会員は寄付をなすことができる。

第5章 役員

- 第11条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 4名
 3. 顧問 若干名
 4. 幹事
幹事長 1名
副幹事長 1名
総務 1名
副総務 1名
会計 1名
会計補佐 1名
幹事 若干名

- 5. 支部長 関東地区 1名
 関西地区 1名

第12条 会長、副会長及び顧問は、幹事会の推薦により定例総会の承認を経て決定する。
会長は本会を代表統括し、副会長は会長を補佐する。

顧問は、本会及び九州大学硬式庭球部の重要事項に関し諮問に応ずる。

第13条 会長及び副会長は、原則として正会員たることをまた顧問は会員たることを要する。

第14条 幹事会は、各地区より選出された者及び九州大学硬式庭球部の主務をもって構成する。

第15条 幹事長、副幹事長、総務、副総務、会計、会計補佐及び関東・関西支部長は幹事の互選によって決定し、会長の承認を経ることを要する。

第16条 会長、副会長及び顧問の任期は定めない。幹事の任期は1ヶ年とし、4月1日より3月31日までとする。但し、留任は妨げない。

第6章 会議

第17条 本会に次の会議を設ける。

- 1. 定例総会及び臨時総会
- 2. 幹事会

第18条 総会は本会の最高決議機関であって、本会運営上の重要事項を議決する。

第19条 定例総会は毎年4月中に開催するものとし、臨時総会は会長が認めるときはいつでも開催できる。

第20条 総会は次の事項を審議し、出席会員の過半数をもって決議する。但し、書面による意思表示を認める。

- 1. 予算及び決算
- 2. 事業報告及び事業計画
- 3. 会長、副会長、顧問の承認または決定
- 4. 会則の改正
- 5. その他の重要事項

第21条 幹事会は幹事長が必要に応じて招集し、総会において議決された事項及び本会の一切の庶務を処理する。

第22条 幹事長は、総会の議決事項を総会の少なくとも10日前に書面をもって全会員に通知しなければならない。

第7章 会計

第23条 本会の会計年度及び会計は次のとおりとする。

- 1. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。
- 2. 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

第24条 一般会計

- 1. 本会計の収入は次のとおりとする。
 - 1) 会費
 - 2) 寄付金による収入

2. 本会計の支出は次のとおりとする。

- 1) 本会運営費
- 2) 九州大学硬式庭球部に対する寄付金

第25条 特別会計

1. 本会計の収入は次のとおりとする。

- 1) 九州大学庭球部創立100周年記念事業剰余金
- 2) 一般会計及び前号の両者に該当しないその他の収入

2. 本会計の支出は第5条の目的を達成するために行う。

3. 本会計の支出にあたっては次の手続きを要するものとする。

- 1) 第1項第1号にかかる支出については総会の承認
- 2) 第1項第2号にかかる支出については幹事会の承認

第26条 会計は、定例総会において会計報告をなさねばならない。

第8章 雑則

第27条 本会則施行に必要な細則は幹事会において定めるものとする。

第28条 本会則は、昭和36年7月1日から発効する

付則

本会則は、昭和36年7月1日から適用する。

付則

本会則は、平成6年4月29日から適用する。

付則

九州大学硬式庭球部または九州大学ローンテニスクラブの発展に寄与した者の死去に際しては会長名の弔電等をおくり、弔意を示す。

なお、対象者の基準については当該関係者が幹事長に対し連絡、協議のうえ会長の承認をうる。

本会則は、平成16年4月29日から適用する。

付則

本会則は、平成17年4月29日から適用する。

付則

本会則は、平成22年4月29日から適用する。

付則

本会則は、平成23年4月29日から適用する。

付則

本会則は、平成30年4月29日から適用する。

九州大学ローンテニスクラブ